

別紙11 必要諸室及び仕様 <小学校・全体共用部>

〈小学校・全体共用部〉

約 ±10%以内で提案
以上 本別紙に提示した面積
二 本別紙に提示した面積

LAN配管 (※) : ①YCAN、②YYNet

No.	機能	区分	諸室名	室数	単位面積 (m ²)	総面積 (m ²)	面積の扱い	想定利用者数 (人)	動線・配置計画に関する留意事項	室の使い方・用途・機能・設備等に関する留意事項	建築工事				電気設備						機械設備										
											カーテンレール	防音 遮音仕様	吸音仕様	可動間仕切	その他	電話端子	テレビ受信設備	LAN配管(※)	AV機器	OAフロア二重床	時計	その他	空調(冷暖房)	局所排気換気	給水設備	給湯設備	手洗い台	ガス設備	その他		
1	【共通】	-	-	-	-	-	-	-	※横浜市小・中学校標準図に基づき、計画すること。	※横浜市小・中学校標準図に基づき、計画すること。																					
2	小学校	教室	普通教室	21	64	1,344	-	35	・4階以下に配置。 ・他の教室に優先して日照、採光、通風等の環境条件の良い場所に配置。 ・高学年になると特別教室の利用が増えるため、動線計画に注意する。	・静かで落ち着いた学習ゾーンとして、児童が普段利用する教室 ・各学年の学級数が増加した場合においても、空間的なまとまりを崩すことなく施設の増築が可能な計画とするのが望ましい。 ・普通教室と廊下との間は児童が授業に集中できるよう音と視線に配慮するとともに、更衣時の教室外からの視線に配慮した設置とする。 ・更衣室のカーテンで利用のため、窓際だけではなくカーテンレールを室内中央付近に設置する ・児童の作品等を掲示できるよう、固定の間仕切り壁を設ける。 ・1教室の児童数の上限は35人とする。	○		○ 天井				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	小学校	教室	個別支援教室	7	64	448	-	8	・普通教室と同様、優先して日照、採光、通風等の環境条件の良い場所に配置。 ・災害時の避難等にも配慮し、なるべく1階に配置することが望ましい。 ・緊急事態の連絡のため職員室・保健室への動線に配慮するとともに、昇降口・便所に近い配置。 ・給食室からの配慮に配慮した位置とする。	・個々の児童の障害の状態（知的障害、自閉症・情緒障害、弱視）や程度に応じた学習をするための少人数の教室 ・1教級の児童数の上限は8人とする。 ・教室を2分割できるように可動間仕切り壁などを設置する場合がある。	○		○ 天井			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
4	小学校	教室	特別支援教室	1	-	64	-		・緊急事態の連絡のため職員室・保健室・昇降口への動線に配慮した位置。	・日常的には一般学級に在籍している児童が、在籍する学級を離れて学習するための教室	○		○ 天井			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
5	小学校	特別教室	理科教室+準備室	1	-	96+32	※準備室は±10%以内	35	・原則4階以下に配置。 ・やむを得ない場合は5階の配置も可。 ・体育館への設置も可。	・さまざまな種類の観察、実験、飼育、栽培、制作等を行うための教室	○		○ 天井(理科室)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
6	小学校	特別教室	音楽教室+準備室	1	-	96+32	※準備室は±10%以内	35	・原則4階以下に配置。 ・学校敷地利用団体が使用することを考慮して教職員不在時でも利用可能となるよう配置。 ・使用時には常に発生することから、校舎内や近隣への影響が最も少なくなるよう配置。 ・体育館への設置も可。	・歌唱、楽器演奏、音楽鑑賞等の学習及びクラブ活動（マーチング等）を行うための教室 ・周囲への配慮として、壁、建物は防音仕様とする。 ・第二音楽室を設置する場合は、原則として第一音楽室と同じ仕様とし、近接させるよう設計する。	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
7	小学校	特別教室	家庭科教室	1	-	128	-	35	・原則4階以下に配置。 ・やむを得ない場合は5階の配置も可。 ・体育館への設置も可。	・5、6年生を対象に調理、被服製作、アイロン及び洗濯等の実習を行っための教室 ・年間を通して教室の使用時間が少ないため、使用しない時間帯は会議、グループ活動等に利用する。	○		○ 天井			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
8	小学校	特別教室	図画工作教室+準備室	1	-	96+32	※準備室は±10%以内	35	・原則4階以下に配置。 ・やむを得ない場合は5階の配置も可。 ・授業内容によっては、テラス、中庭、校庭等を利用することができるため、動線に配慮した位置とすることが望ましい。	・絵画、版画、木工、彫金等の製作を行うための教室	○		○ 天井(図工室)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
9	小学校	特別教室	学校図書館	1	-	128	約	35	・原則4階以下に配置。 ・静か落ち着いた環境が必要なため、校内外からの騒音の影響が少ない場所。 ・全年齢が利用し、使用頻度が高いことから、普通教室群に近接した配置。	・一般的な読書、教科学習、読書指導、図書館利用指導、館外貸出、放課後学習、課外学習等を行う教室 ・タブレット等を使用した調べ学習を行うため、良好なインターネット環境であることに留意する。	○		○ 天井			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
10	小学校	特別教室	教育相談室+耐火書庫	1	-	32	約		・原則4階以下に配置。 ・やむを得ない場合は5階の配置も可。 ・室の用途上、視線等に配慮する必要性から一般的には普通教室群、校長室、職員室から離れた位置に配置。	・一般相談（学業、友人、家庭等の問題）や非行等の問題を起こした時の指導を行うための室 特に重要な物品や書類（学籍簿等の学校保存公文書、準公文書等）を保管するための書庫で、火災時の熱に耐えるような構造にする。	○		○ 天井(教育相談室)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
11	小学校	多目的室	多目的室(水廻り学習)	1	-	96	-	35	・原則4階以下に配置。 ・授業内容によっては室内の流しで足りない場合があるため、廊下に設ける水飲み場に近接するよう配置。 ・体育館への設置も可。	・第二理科室としての利用や、生活科（低学年）、書写、水を使用するような学習を行うための室	○		○ 天井			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
12	小学校	多目的室	多目的室(集会発表等)	1	-	128	-	70	・原則4階以下に配置。 ・配慮計画にあたっては、音楽活動も行うため校舎内や近隣への影響が最も少なくなるよう検討。 ・体育館への設置も可。	・音楽、社会、発表を伴う学習、学級単位以外のグループ学習や一斉学習等の多様な学習を行うための室 ・合唱、合奏、集会、発表等様々な利用が想定されることから、学校と調整の上、ステージを設置する。	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
13	小学校	多目的室	多目的室(少人数指導等)	2	64	128	-	35	・原則4階以下に配置。 ・やむを得ない場合は5階の配置も可。 ・体育館への設置も可。	・教科の理解度などによりクラスを2～3グループに分けて、少人数できめ細かい授業を行うための室	○		○ 天井			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
14	小学校	多目的室	多目的室(学校指定)	3	64	192	-	35	・原則4階以下に配置。 ・やむを得ない場合は5階の配置も可。 ・具体的な用途を学校と調整し、それに沿った配置とする。 ・3階のうち2室（国際教室以外）は体育館への設置も可。	・学校現場に求められる課題に対応する室として整備。 ・具体的な用途としては、国際教室、不登校対応、郷土資料室、児童会議室、個別級の増対応等があげられ、具体的な用途については、学校と調整する。 ・なお、1室は国際教室として利用する。	○		○ 天井			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
15	小学校	管理諸室	校長室	1	-	32	約	1	・原則、職員室と隣接。 ・原則、グラウンドに面する位置に配置。	・校長が執務、会議、応接等を行うための室	○		○ 天井			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
16	小学校	管理諸室	職員室	1	-	192	約	44	・学校全体を把握する必要があるため、建物内においては移動しやすい場所に配置すると共に、グラウンドに対しても全体を見渡せるような配置。 ・原則として、グラウンドへすぐに出られるよう、グラウンドに面する1階に配置。 ・2階と職員室を配置せざるを得ない場合はグラウンドへ円滑に出ることが可能になるよう、動線に配慮。	・教職員が勤務、児童指導、意思伝達会議等を行うための室 ・児童の個人情報や学業の成績を取り扱うなど、重要な事務を行う室であるため、プライバシーを確保しやすい設えとする。 ・グラウンド等屋外スピーカーのアンテナータは職員室へ設置。 ・原則として、グラウンドへすぐに出られるよう、グラウンドに面する1階に配置。 ・2階と職員室を配置せざるを得ない場合はグラウンドへ円滑に出ることが可能になるよう、動線に配慮。 ※MDF盤を設置し電話・インターネットの責任分界点とすること。 ※消防設備の主監視場所を決めるること。 ※防災無線、防災スピーカーを設置する場合条件を記載。	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
17	小学校	管理諸室	事務室	1	-	32	約	3	・職員室と近接した配置。	・事務員が事務処理の執務を行うための室	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
18	小学校	管理諸室	保健室	1	-	64	約	2	・屋外でのケガ等にも対応することが多いため、1階のグラウンドに面する位置に配置。	・病気やケガの救急処置や健康診断、休養等に対応するための室 ・外部からの出入口設置とともに、保健室の外側に足洗い場、水飲み場を設置。	○		○ 天井			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
19	小学校	管理諸室	保健相談室・教材教具室②	1	-	32	約	6	・保健室と隣接。	・保健相談室：児童の保健組織活動や心身の問題の相談、指導を行う室 ・教材教具室②：教職員が学習の材料や学習のために使用する道具を保管するための室	○		○ 天井(保健相談室)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
20	小学校	管理諸室	放送・スタジオ室	1	-	32	約	5	・集会や運動会等の行事で使用するため、原則、グラウンドに面する位置に配置することが望ましい。	・教職員、児童による校内放送や、映像・音響ソフトの編集作業を行うための室	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
21	小学校	その他	児童更衣室	1	-	64	約			・基本的に体育の授業で、体操着や水着等に着替えるための室	○											○	○								
22	小学校	その他	児童昇降口	-	-	提案による	-		・登下校時に職員室・保健室の前を通過しないよう配置するとともに、児童の数に応じて分散配置も検討。	・児童が、外履きと上履きを履き替えるためのスペース												○									
23	小学校	管理諸室	技術員室	1	-	32	約	提案による	・屋外での作業もあることから、1階の配置が望ましい。 ・屋外での作業もあることから、外部からの出入口を設置。	・学校内の清掃、樹木の剪定、小規模な修理等の学校環境の維持管理の業務を行う職員（PFI事業者）のための室	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
24	小学校	管理諸室	会議室	1	-	64	約	24	・職員室に近接した配置が望ましい。 ・体育館への設置も可。	・主に教職員が会議を行うための室	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
25	小学校	管理諸室	印刷室	1	-	32	約		・職員室に近接した配置が望ましい。	・教職員の学校経営、学級経営やPTA活動に必要な印刷、複写、切断、穴あけ製本を行うための室 ・印刷用の用紙を保管するスペースを確保すること。	○					○	○	○	○	○	○	○	○								
26	小学校	その他	PTA会議室	1	-	提案による	-	10	・教職員不在時（時間外）でもセキュリティ上、利用が可能となるよう配置。 ・体育館への設置も可。	・PTA活動のための、会議、資料作成等を行うための室 ・コピー機等の設置に備えて電源コンセントの数を想定し設置。	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
27	小学校	その他	地域交流室	1	-	提案による	-	10	・教職員不在時（時間外）でもセキュリティ上、利用が可能となるよう配置。 ・体育館への設置も可。	・学校と地域が連携し、学校に関する会議、活動等を行うための室	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
28	小学校	管理諸室	教材教具室①	3	32	96	約		・教室で使うものを収納するため、普通教室の近くに0.5CRずつ分散配置。	・教職員が学習の材料や学習のために使用する道具を保管するための室	○											○									

別紙11 必要諸室及び仕様 <小学校・全体共用部>

約 ±10%以内で提案
以上：本別紙に示した面積以上で提案
-：本別紙に示した面積を遵守して提案

LAN配管（※）：①YCAN、②YYNet

No.	機能	区分	諸室名	室数	単位面積 (m ²)	総面積 (m ²)	面積の 扱い	想定利用 者数 (人)	動線・配置計画に関する留意事項	室の使い方・用途・機能・設備等 に関する留意事項	建築工事					電気設備					機械設備									
											カーテンレール	防音 遮音 仕様	吸音 仕様	可動 間仕切	その他	電話端子	テレビ 受信設備	LAN配管 (※)	AV機器	OA二重床	時計	その他	空調 (冷暖房)	局所排気 換気	給水設備	給湯設備	手洗い台	ガス設備	その他	
29	小学校	管理諸室	職員更衣室	1	-	提案による	-	44	・職員来校者用玄関、職員トイレ、職員室に近い配置計画であることが望ましい。 ・男女別。	・教職員が、体育授業や実習授業等のため着替えを行うための室 ・職員数に応じて対応が必要。なお、男女別にシャワー室を1か所設ける。	○												○	○	○	○	○	○		
30	小学校	管理諸室	休憩室	1	-	提案による	-	2	・男女別。	・体調不良の教職員等が休息を利用するための室 ・男女別に、横になれる設えとする。	○		○ 天井			○		○			○		○	○	○	○	○	職員更衣室併用型 以外の場合は		
31	小学校	管理諸室	職員用トイレ	1	-	提案による	-		・男女別。	・職員数に応じた必要便器数を設置。 ・パリフリートイレを適宜設けること。	○												○	○	○	○				
32	小学校	管理諸室	職員・来校者用玄関	1	-	提案による	-		・来校者の出入口にもなるため、主たる敷地の出入口から職員室までの動線を考慮した配置。	・教職員や来校者が、靴を上履き、スリッパ等に履き替えるためのスペース ・下校後は、防犯上施設するため、その後の一方の出入りを考慮し、電気錠等の設置が必要。												電子錠、玄関ドア フォン 開閉用テンキー 機械警備	○							
33	小学校	体育館	体育館・アリーナ・倉庫	1	-	提案による	-		・原則、2階以下に配置。 ・直下階に普通教室を配置しない。 ・アリーナ面積720m ² 以上を確保すること。	・特設公用電話が必要な場所に配管・端子台準備。 ・体育館時計は、体育館内に調整機構を設けること。 ・体育の授業や升堂・生徒の集会、地域での利用、地域防災拠点における災害時の避難所等学校のみならず、地域活動としても利用。 ・広い普通教室に適した基準価値を確保する計画とし、災害時において、教育活動エリアと避難所エリアが並行して使用できるよう分離できる計画とする。 <アリーナ> ・各種競技を実施するためのライン、支柱穴及び固定器具等を整備する。 <倉庫> ・各競技に必要な器具用具類を収納及び搬入搬出できる広さと扉サイズを備える。 ・清掃用持管器具に必要な清掃用具器具等の収納備品を備える。 ・内装仕上げによる耐久性等に配慮。 ・通風換気の十分な肺能を有する。 ・別途交付する備品一覧を収納するのに十分な広さと棚・カゴ等を備える。	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
34	小学校	体育館	防災備蓄庫	2	25	50	約		・地域の方が管理する備品もあるため、地域利用者動線も考慮すること。	・備蓄物を収納するためのスペース	○																			
35	小学校	給食室	給食室	-	-	350	約	12	・原則1階に配置すること。 ・食材・機材等の搬入や給排水、廃棄物の排出等について、搬出入経路等の利便性を考慮した配置とすること。 ・クラス数の大小により、設備の大きさが変わるために、それに応じた計画とすること。 ・食材を搬入するための車両は牛乳運搬車3トントラック（長さ802cm、幅249cm、高さ335cm）を標準車として、学校出入口から給食室（調理室・牛乳置場、パン置場）までの動線を確保すること。 ・やむを得ない場合は停車場所から、台車等による搬入も可とし、また、事故等の防止に留意して見直動線と分けた計画とすること。 ・早朝：牛乳の配達があるため、牛乳置場を搬入路に接する場所に設けること。 ・配膳ホールと廊下をつなぐ出入口は、混雑緩和のため入口と出口を別にし、2か所とする。配膳ホール周りの動線は、児童の安全性を考慮し、廊下（入口）→配膳ホール→廊下（出口）のループ状の一方通行とする。 ・調理室内の適正な作業環境を確保するため、給排気設備は天井裏に配置せず、機械室を設けて配置。 ・給食室上階に教室等が配置される場合においても、配管のレイアウトや上階機械室の床の高さ等の工夫により、極力階高を抑えよう。 ・給食室の上下階に教室等を配置する場合は音・振動の対策等の特徴の配慮をすること。 ・機械室吸排気口は、音や匂い等で困ることから周辺環境を考慮し、必要に応じて対策をとること。 ・給食室から普通教室までの配膳動線は、衛生上、可能な限り、トイレや廊下に通じる部分（昇降口等）が無くなる計画とすること。 ・給食室を2階以上に設ける場合に以下のような対応をとること。 ○食材等の運搬動線は、小学校エントランスに台車にのせたまま利用できる広さを有する食材運搬用エレベーターを設けること。この場合、食材運搬用エレベーターは、児童が利用しないよう、電気錠等で監視すること。なお、食材以外にも小学校等の備品等を運搬することは可とする。 ○手洗い用洗面台のエレベーターは、給食室に直接通じる管理ゾーン内に設け、児童等の動線と交錯しないよう計画すること。 ○牛乳・パンは、4:30～5:00に搬入されるため、食材等の運搬動線の出入口は、限られた業者の出入りができるようセキコウティ対策を講じること。 ○廃油置場は1階に配置し、外部から直接搬出できるようにすること。	給食室に必要な装置 ・給食作業区画とする室 ・調理室、洗浄室（作業室中は汚染作業区域） ・汚染作業区域とする室 ・検収室、下処理室 ・その他のベーカー ・作業室、便所、脱衣スペース ・給食室機械室 ・床面油霧場、塵油霧場 ・調理室内の適正な作業環境を確保するため、給排気設備は天井裏に配置せず、機械室を設けて配置。 ・給食室上階に教室等が配置される場合においても、配管のレイアウトや上階機械室の床の高さ等の工夫により、極力階高を抑えよう。 ・消毒保管庫の適用方法は学校標準を準拠。 ・同時使用する場合は、必要な消防設備を設置すること。 ・熱のなる器具（コンセント）の離隔確保（消防法対応）。 ・器具の離隔確保（消防法対応）。 ・グリットラップについては、給食室単独の設置とすること。 ・給食用備品は、規格や仕様は、便座に座った状況で手洗いが行えるよう手洗い設備を設置すること。 ・調理從事者用のトレーは、給食室に直接通じる管理ゾーン内に設け、児童等の動線と交錯しないよう計画すること。 ※上記以外については、横浜市小・中学校標準図 給食室（ドライシステム）10改【R5改訂版】（機械設備・電気設備含む）に準拠すること。	○			○ 5台	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
36	小学校	管理諸室	倉庫①	1	-	32	以上		・技術員室と隣接していることが望ましい。	・学校施設の営業用や学校環境管理に必要な用具・道具類（大工用具、樹木の剪定道具等）、資材等を保管するための室	○											○	○	○	○	○	洗濯機用水栓			
37	小学校	管理諸室	倉庫②	提案による	-	32	以上		・低階に配置する。	・学校行事等に使用する備品等を収納する。																				
38	小学校	その他	小学校用ごみ置場	1	-	提案による	-		・1階に設置	・小学校エントラーコミを収集し、一時置きする。 ・粗大ごみ、燃えごみ、燃えないごみ、紙ごみ、底ごみ、給食ごみに区分し、それぞれシャッター等を設置する。 ・全体作業部のごみ置場と兼ねることもできるが、各施設のごみが混ざらないように配慮した設えとすること。 ・なお、児童が始めたごみは小学校エントラーコミ内に設け、児童等の動線と交錯しないよう計画すること。																				
39	全体共用部	その他	機械室	提案による	-	提案による	-		・原則として1階に配置すること。メンテナンス性向上に寄与する場合は分散配置も可。 ・必要に応じて清掃用流しを設置する。	【電気】 ・故障警報の種類、警報盤の設置場所を決め指定する。													○							
40	全体共用部	その他	ポンプ室	1	-	提案による	-			【電気】 ・故障警報の種類、警報盤の設置場所を決め指定する。													○	○						
41	全体共用部	その他	変電室	1	-	提案による	-		・法令準拠（消防法等） ・変電室の上階、隣接部分に水の配管を設けない。 ・将来の改修に備え、十分な搬入スペース、ルートを確保。 ・将来の設備増設に備え、予備盤スペースを確保すること。 ・キューピックの保守スペースを確保。 ・学校用電源配線は、配電盤から独立回路とすること。	【電気】 ・警報の種類、警報盤の設置場所を決め指定する。 ・D電接地等は、通風用とEB用の2系統利用すること。 ・子電用電力分配器は各階に設けること。 ・変電室設置を計画する場合は、各階に設けること。 ・引込み電力は、3相3線組み、600Vの1回線受電とし、変電室へは前後面保守型のキューピック式配電盤を設置、将来の更新や別途設備等のスペースを設けることが望ましい。													○							
42	全体共用部	その他	ごみ置場	1	-	提案による	-		・1階に設置 ・車で寄り付くことができるなど、ごみ収集業者の動線に配慮する。	・本施設から収集したごみの置場。 ・各施設ごみ収集業者が収集することを想定し、各施設のごみが混ざらないように配慮した設えとすること。 ・換気扇を設置すること。				提案によ る																

※注：用語の定義 脇接／室同士を隣り合わせ、直接の出入口を設けること。 接近／容易に室同士を行き来することができるること。

別紙11 必要諸室及び仕様 <放課後キッズクラブ>

約 : ±10%以内で提案
以上 : 本別紙に提示した面積以上
- : 本別紙に提示した面積を減

※注：用語の定義 隣接／室同士を隣り合わせ、直接の出入口を設けること。 近接／容易に室同士を行き来することができるこ

別紙11 必要諸室及び仕様 <日本語教室>

約 : ±10%以内で提案
以上 : 本別紙に提示した面積以上で
- : 本別紙に提示した面積を遵守

No.	機能	区分	諸室名	室数	単位面積 (m ²)	面積 (m ²)	面積の 扱い	想定利 用者数 (人)	動線・配 置計画に 関する留 意事項	室の使い 方・用途・ 機能・設 備等に 関する留 意事項	建築工事					電気設備					機械設備									
											カーテンレール	防音			可動 間仕切	その他	電話端子	テレビ 受信設備	LAN配管	AV機器	OAフロア 二重床	時計	その他	空調 (冷暖房)	局所排 気換気	給水設備	給湯設備	手洗い台	ガス設備	その他
												遮音 仕様	吸音 仕様	可動 間仕切																
1	日本語教室	-	教室	1	-	100	約	15~20人	・日本の生活に慣れていない外国语等児童生徒が日本の学校に早期に適応できるよう、学校施設内に設置する。 ・日本語教室は他校の生徒（市立中学生）も使用するため、出入り口付近のわかりやすい場所に教室を設置する。 ・入校の動線について、学校への入口と日本語教室がインターフォンでつながり、入り口の解説ができるようになるなどセキュリティに配慮する。 ➡正門（職員室用インターフォン）→児童昇降口（日本語教室用の靴箱準備：20足程度が入るもの） ※日本語教室付近に校内に入る入口があれば、その入口から入校でも可。	・日本語指導を受ける児童生徒が落ち着いて学習できる教室環境を整える。 ・教室は日本語講師が複数名で児童生徒への指導を行うため、状況に応じて教室の大きさを変えられるよう移動式パーテーションを設置し、3室に分かれるようにする。 ・パーテーションで区切ったときに各教室に入ることができる扉を設ける。 ・壁にホワイトボードを設置する（上下2段にして、片方の段に予定などが記入できるような表をつける）。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
2	日本語教室	-	職員室	1	-	提案による	-	4	教室に隣接して配置する。	インターフォンを設置。	インターフォンを設置。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同じフロアにお手洗いがあれば×なければ○	

※注：用語の定義 隣接／室同士を隣り合わせ、直接の出入口を設けること。近接／容易に室同士を行き来することが出来る。

別紙11 必要諸室及び仕様 <保育所>

約 : ±10%以内で提案
以上 : 本別紙に提示した面積以
一 : 本別紙に提示した面積を

No.	機能	区分	諸室名	室数	単位面積 (m ²)	面積 (m ²)	面積の 扱い	想定利用 者数 (人)	動線・配置計画に関する留意事項	室の使い方・用途・機能・設備等 に関する留意事項	建築工事					電気設備					機械設備									
											カーテンレール	防音 仕様	吸音 仕様	可動 間仕切	その他	電話端子	テレビ 受信設備	LAN配管	AV機器	OAフロア 二重床	時計	その他	空調 (冷暖房)	局所排気 換気	給水設備	給湯設備	手洗い台	ガス設備	その他	
1	【共通】	-	-	-	-	-	-	-	■「別紙17 保育所整備の手引き」参照。 ・保育所は、災害避難の観点から2階以下に配置する。 ・保育室や園庭、駐輪場の配置等は、登降園時の動線やセキュリティに配慮する。 ・避難用バギーやベビーカーの収納場所を1階の雨に当たらない場所に設置する。	「別紙17 保育所整備の手引き<別紙1>」のとおり。	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載
2	保育所	園児諸室	保育室（0～5歳児）・ 育児支援室・遊戲室・ 共通	-	-	※有効面積 について は、<別紙 1>参照			・各居室から直接園庭・戸外に出られる配置とする（登降園時、各保育室に直接出入りできる仕様とする）。 ・居室ごとに、二方向避難を確保（各保育室等から他の居室を通らずに建物出口に至る経路を2以上確保）。 ・各居室に2以上での出口を設置。出入口のうち1か所は、各室から、直接戸外（園庭・バルコニー等）に出られるものとする。 ・2階居室からの避難路は、建物内階段及び外階段とする。らせん階段は不可。	「別紙17 保育所整備の手引き<別紙1>」のとおり。	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	
3	保育所	園児諸室	保育室（0歳児）	1	-	30 ※有効面積	-	10	・原則1階への配置とするが、園庭と同じフロアへの配置を優先とする。 ・0・1歳児用トイレ・沐浴室に直接入れるように配置。1歳児との共用ができない場合は0歳児用トイレ・沐浴室に直接入れるように配置。 ・調乳室に直接入れるように配置。	■0歳児の保育を行う。 ・保育所全体、園児諸室共通の項参照。 ・床はフローリングとし、一部に畳（4.5畳～6畳）のスペースを設ける。 ・午睡用寝具収納場所（幅1.8m×奥行1.2程度）を設ける。 ・玩具等収納場所（1～2m）を設ける。	○		○ 天井						○			○ ※	※時計について ・アナログ ・文字盤：数字(1-12)、分目盛り有り	○	○	○	○	○		
4	保育所	園児諸室	保育室（1歳児）	1	-	45 ※有効面積	-	15	・原則1階への配置とするが、園庭と同じフロアへの配置を優先とする。 ・0・1歳児用トイレ・沐浴室に直接入れるように配置。0歳児との共用ができない場合は、1歳児用トイレに直接入れるように配置。 ・調乳室に直接入れるように配置。やむを得ない場合は調乳室と近接して配置。	■1歳児の保育を行う。 ・「別紙17 保育所整備の手引き<別紙1>」のとおり。 ・午睡用寝具収納場所（幅1.8m×奥行1.2程度）を設ける。 ・玩具等収納場所（1～2m）を設ける。	○		○ 天井						○			○ ※	※時計について ・アナログ ・文字盤：数字(1-12)、分目盛り有り	○	○	○	○	○		
5	保育所	園児諸室	保育室（2歳児）	1	-	35 ※有効面積	-	15	・1階への配置が望ましいが、園庭と同じフロアへの配置を優先とする。 ・2歳児用トイレ（または1・2歳児用トイレ、2・3歳児用トイレ）に直接入れるように配置。	■2歳児の保育を行う。 ・「別紙17 保育所整備の手引き<別紙1>」のとおり。 ・午睡用寝具収納場所（幅1.8m×奥行1.2程度）を設ける。 ・玩具等収納場所（1～2m）を設ける。	○		○ 天井						○			○ ※	※時計について ・アナログ ・文字盤：数字(1-12)、分目盛り有り	○	○	○	○	○		
6	保育所	園児諸室	保育室（3歳児）	1	-	50 ※有効面積	-	25	・3・4・5歳児の保育室はまとめて配置し、園庭へのアクセスに配慮する。 ・3～5歳児用トイレ、または2～3歳児トイレに直接入れるように配置することが望ましい。	■3歳児の保育を行う。 ・「別紙17 保育所整備の手引き<別紙1>」のとおり。 ・4歳児室との間及び5歳児室との間の壁を可動式とする。 ・午睡用寝具収納場所（幅1.8m×奥行1.2程度）を設ける。 ・玩具等収納場所（1～2m）を設ける。	○		○ 天井	○					○			○ ※	※時計について ・アナログ ・文字盤：数字(1-12)、分目盛り有り	○	○	○	○	○		
7	保育所	園児諸室	保育室（4歳児）	1	-	60 ※有効面積	-	25	・3・4・5歳児の保育室はまとめて配置し、園庭へのアクセスに配慮する。 ・3歳児室と5歳児室の間に配置する。	■4歳児の保育を行う。 ・「別紙17 保育所整備の手引き<別紙1>」のとおり。 ・3歳児室との間及び5歳児室との間の壁を可動式とする。 ・午睡用寝具収納場所（幅1.8m×奥行1.2程度）を設ける。 ・玩具等収納場所（1～2m）を設ける。	○		○ 天井	○					○			○ ※	※時計について ・アナログ ・文字盤：数字(1-12)、分目盛り有り	○	○	○	○	○		
8	保育所	園児諸室	保育室（5歳児）	1	-	65 ※有効面積	-	25	・3・4・5歳児の保育室はまとめて配置し、園庭へのアクセスに配慮する。 ・遊戲室と近接して配置し、可動式の壁を開けることで1室として使用できるようにする。	■5歳児の保育を行う。 ・「別紙17 保育所整備の手引き<別紙1>」のとおり。 ・4歳児室との間及び遊戲室との間の壁を可動式とする。 ・午睡用寝具収納場所（幅1.8m×奥行1.2程度）を設ける。 ・玩具等収納場所（1～2m）を設ける。	○		○ 天井	○					○			○ ※	※時計について ・アナログ ・文字盤：数字(1-12)、分目盛り有り	○	○	○	○	○		
9	保育所	園児諸室	遊戲室	1	-	50	約	-	・5歳児室と近接して配置し、可動式の壁を開けることで1室として使用できるようにする。	■園児等が体を動かす遊びやゲーム、歌、楽器遊びなどを行う。 ■発表会、卒園式などの行事を行う（保護者参加のものを含む）。	○		○ 天井	○					○			○ ※	※時計について ・アナログ ・文字盤：数字(1-12)、分目盛り有り	○	○	○	○	○		
10	保育所	相談室等	相談室	1～2	-	10	約	-	・相談者のプライバシーに配慮した配置・設備とする。 ・事務室に近い配置が望ましい。	■入所児童の保護者や地域の子育て家庭からの相談に対応する。 ・「別紙17 保育所整備の手引き<別紙1>」のとおり。	○		○ 天井					○			○ ※	※時計について ・アナログ ・文字盤：数字(1-12)、分目盛り有り	○	○	○	○	○			
11	保育所	相談室等	育児支援室	1	-	35	約	-	・他の保育室を通らずに外部から入室できる場所に配置する。 ・園庭やバルコニーから直接入室できることが望ましい。 ・一時保育室と近接して配置することが望ましい。	■育児に関する講座を開催するなど、入所児童の保護者及び、地域の子育て家庭に対する支援等を行う。 ・「別紙17 保育所整備の手引き<別紙1>」のとおり ・一時保育室と近接して設置の場合、2室間の壁を可動式とする。 ・一部をカーテンで仕切り、授乳コーナーを設ける。 ・ミニキッズ（大人用手洗い場を兼ねる。電気ボットが置けるもの。コンセント要・コンロ・ガス不要）及び子ども用の手洗い場を設置する。 ・ミニキッズ上部に収納棚を設置する。 ・換気扇を設置する。 ・玩具等収納場所（1～2m）を設ける。	○		○ 天井	○					○			○ ※	※時計について ・アナログ ・文字盤：数字(1-12)、分目盛り有り	○	○	○	○	○		
12	保育所	相談室等	一時保育室	1	-	40	約		・他の保育室を通らずに外部から入室できる場所に配置する。 ・育児支援室と近接して配置することが望ましい。 ・室内にトイレを設置し（乳児用式便器1、トイレ内手洗い場、大人用トイレ1）、トイレは育児支援室からも利用しやすい配置とする。	■入所児童以外の子どもを一時に預かり、保育する。 ・「別紙17 保育所整備の手引き<別紙1>」のとおり。 ・育児支援室と近接して設置の場合、2室間の壁を可動式とする。 ・午睡用寝具、玩具等収納用に押入（幅1.8m×奥行1.2程度）を設ける。	○		○ 天井	○				○			○ ※	※時計について ・アナログ ・文字盤：数字(1-12)、分目盛り有り	○	○	○	○	○			
13	保育所	調理室	調理室（厨房部分）	1	-	40	約		・1階に配置し、陽階で区画する。 ・前室部分に調理器具の番替えや手指消毒後に入室できる配置とする。 ・1階廊下側に配膳台（カウンター）を設置する。 ・2階への給食運搬用に、厨房内に小型搬昇降機を設置する。	■給食（おやつ、昼食等）を調理し、配膳する。 以下の調理器具等が設置・利用できる形状・設備とする。 ・ガスコンロ（大3口、小2口のもの） ・食洗器 ・シンク×2 ・作業台 ・冷凍庫、冷蔵庫 ・ステームコンベクション ・食器保管庫 ・包丁まな板殺菌庫 ・炊飯器 ・電子レンジ ・オーブントースター ※各器具は新規予定。現状より容量が大きなものとなる予定。 ・床はドライ仕立てであること。 ・調理により室温が非常に高くなるため、冷房の調節がされること。												○ ※	※時計について ・アナログ ・文字盤：数字(1-12)、分目盛り有り	○	○	○	○	○		
14	保育所	調理室	調理室（前室部分）	-	10	約			・厨房に入る際、必ず通る場所に配置する。 ・食材等の外部からの搬入及び廊下側の双方への出入口ができる場所に配置。 ・食材の搬入口内部に踏込を設け、前室との間に内ドアを設ける（搬入時に虫等が入り込まないよう仕様とする）。	■食材等の搬入・検品を行う。 ■厨房入室前の手洗い・消毒、調理服等の着用を行なう。 ■食材（乾物等）や洗剤等の消耗品を収納する。 ■給食に関する事務を行なう。 ・手洗い場（幅1.2mまで洗える大きさのもの、自動手洗、温水）を設置。 ・調理職員専用のトイレを設置。トイレ内に手洗い場設置。 ・食材庫、物置庫を設置。 ・事務作業ができる台（PC用机）を設置。 ・一部をカーテンで仕切り、更衣スペースとする。 ・衛生上の身だしなみを確認できるよう鏡を設置。 ・冷蔵庫（小）設置。	○								○			○ ※	※時計について ・アナログ ・文字盤：数字(1-12)、分目盛り有り	○	○	○	○	○		

別紙11 必要諸室及び仕様 <保育所>

No.	機能	区分	諸室名	室数	単位面積 (m ²)	面積 (m ²)	面積の割合	想定利用者数 (人)	動線・配置計画に関する留意事項	室の使い方・用途・機能・設備等に関する留意事項	建築工事				電気設備						機械設備							
											カーテンレール	防音 透音仕様	吸音仕様	可動間仕切	その他	電話端子	テレビ受信設備	LAN配管	AV機器	OAフロア二重床	時計	その他	空調 (冷暖房)	局所排気換気	給水設備	給湯設備	手洗い台	ガス設備
15	保育所	調理室	調理室	1	-	5	約		・調理室は0歳児室から直接出入りできるように配置かつ1歳児室から近接して配置。(1歳室からも直接出入りできることが望ましい。)	■調理を行う。 ・ミニキッチン（電気ポット、電子レンジ、哺乳瓶保管庫が置けるもの、コンセント要・コンロ・ガス不要）を設置する。 ・ミニキッチン上部に収納棚を設置する。 ・換気扇を設置する。	○											○	○	○	○	○		
16	保育所	管理諸室	事務室・医務室 (事務室部分)	1	-	35	約	10	・1階に配置する。 ・玄関の出入りが見える場所に配置する。 ○事務室部分と医務室部分と医務室部分の境界を引き戸（4枚程度）で区切る。 ○事務室部分・医務室部分のそれぞれに廊下側への出入口を設置する。 ・事務室側に大人用手洗い場（水栓1）を設置する。	■保育所の運営に関する事務を行う。 ■職員の会議やミーティングを行なう。 ■来客対応。 ・電話、コピー機、退出勤労カードリーダー等事務関連機器設置。	○		○ 天井			○	○	○	○	○	○	○	※時計について ・アナログ ・文字盤：数字(1-12)、分目盛り有り	○	○	○	○	○
17	保育所	管理諸室	事務室・医務室 (医務室部分)		-	6	約		○○：事務室と同じ ・業務用、子ども用ベッドを設置する。 ・ベッドまわりにガーデンを設置する。 ・医務室側に手洗い場（子ども用1・大人用1）を設置する。 ・薬等保管できる棚を設置し、冷蔵庫（小）が置けるようにする。	■医務室 ・医務的ケア児や体調不良児の対応、与薬、けがの対応等を行う。 ・静養できる機能を有し、医務室内に医療的ケア児の居室を確保する。 ・手洗い場は子ども用と大人用を設置。 ・医務室側に手洗い場（子ども用1・大人用1）を設置する。	○		○ 天井			○	○	○	○	○	○	※時計について ・アナログ ・文字盤：数字(1-12)、分目盛り有り	○	○	○	○	○	
18	保育所	管理諸室	休憩室	1	-	30	約		・休憩室と更衣室はできるだけ近くに配置する。	■職員が交代で休憩する。 ・休憩室内にミニキッチンを設置する（大人用手洗い場を兼ねる。コンセント要、コンロ・ガス不要）。 ・電気ポット、電子レンジ、冷蔵庫が使用できる電気設備とする。 ・換気扇を設置する。	○		○ 天井								○	※時計について ・アナログ ・文字盤：数字(1-12)、分目盛り有り	○	○	○	○	○	
19	保育所	管理諸室	更衣室（男性用）	1	-	4	約		・休憩室と更衣室はできるだけ近くに配置する。	■職員（調理員を除く）が着替えを行う。ロッカーハンガーを兼ねる。	○											○	○	○	○	○		
20	保育所	管理諸室	更衣室（女性用）	1	-	10	約		・休憩室と更衣室はできるだけ近くに配置する。	■職員（調理員を除く）が着替えを行う。ロッカーハンガーを兼ねる。	○											○	○	○	○	○		
21	保育所	管理諸室	0・1歳児トイレ・沐浴室 職員トイレ	1	-	20	約		・廊下からの出入り口とは別に、0歳児室と1歳児室の両方から出入りできるように配置。 ・0・1歳児の共用ができる場合は、0歳児用トイレと1歳児用トイレの双方に沐浴設備を設置。	■0・1歳児のおむつ替え、排泄、沐浴を行う。 ■洗濯を行う。 ・沐浴設備、乳児用シャワーを設置。 ・乳児用洋式便器2、大人用トール（洋式便器1）を設置。 ・手洗い場（乳児用蛇口2、大人用1）を設置。 ・施設できる場所に活動面し、掲示用シンク、洗濯機置き場を設置する。 ・おむつ交換台、おむつ収納棚を設置する。												○	○	○	○	○		
22	保育所	管理諸室	2歳児トイレ・職員トイレ	1	-	12	約		・廊下からの出入り口とは別に、2歳児室から出入りできるように配置。 ・0・1歳児と2歳児の共用ができる場合は、1歳児用トイレと2歳児用トイレの双方から直接出入りできるように配置する。その場合は、1歳児室及び2歳児室の双方から直接出入りできるように配置する。	■主に2歳児が使用する。 ■排泄・シャワーを行う。 ・乳児用洋式便器2、男児用小便器1、大人用トイレ（洋式便器1）、手洗い場（乳児用蛇口2、大人用1）を設置。 ・子ども用の温水シャワーを設置。 ・施設できる場所に活動面し、掲示用シンク、洗濯機置き場を設置。												○	○	○	○	○		
23	保育所	管理諸室	3,4,5歳児トイレ 職員トイレ	1	-	37	約		・3歳室にできるだけ近く配置し、園児が園庭から直接トイレに入れるようになっている。 ・1・2・3歳児トイレ及び4・5歳児トイレに分けて配置も可。2歳児室からはトイレに触接出入りできるように配置し、3歳児室からはできるだけ近くに配置。	■主に3、4、5歳児が使用する。 ■排泄・シャワーを行う。 ・幼児用洋式便器7、男児用小便器4、大人用トイレ（洋式便器1）手洗い場（園児用蛇口3以上、大人用1）を設置。 ・子ども用の温水シャワーを設置。 ・施設できる場所に活動面し、掲示用シンク、洗濯機置き場を設置。 ・洗濯機置き場を設置する。												○	○	○	○	○		
24	保育所	その他	倉庫	-	-	18	約		・各階に設置。	■道具・玩具・教材等を収納する。 ■掃除用具を収納する。 ・倉庫のほかにも収納棚を含め、できるだけ多くの収納スペースを確保する。													○					
25	保育所	その他	玄関	-	-	提案による	-		・道路からの出入り口（門）に近いこと。 ・事務室から見える場所に配置。	■職員及び来客、車椅子使用者用出入口 ■保育教材等を収入する。											○	※時計について ・アナログ ・文字盤：数字(1-12)、分目盛り有り						
26	保育所	その他	避難用バギー・ベビーカー置き場	1	-	提案による	-		・1階に、避難用バギーやベビーカーが置ける場所を確保する（階段下などでも可）。 ・避難用バギー等を保育室前に移動しやすい場所とする。	■避難用バギーやベビーカーを置く。 ・雨にぬれないよう屋根のある場所に整備（階段下などでも可）。																		
27	保育所	その他	2階配膳スペース (小型運搬昇降機)	1	-	提案による	-		・小型運搬昇降機の2階の取出部分にワゴン置き場を設け、園児が入れないようゲート等の仕切りを設置する。	■2階保育室への給食運搬・配膳を行う。																		
28	保育所	その他	ごみ置き場	1	-	提案による	-		・原則、調理室食材搬入口近く（屋外）にごみ収集場所を設置し、掃除用の水道を設ける。 ・車での回収ができること。 ・他の施設と共用のごみの集積場所を設置する場合も、調理室食材搬入口近く（屋外）に調理用ごみの保管場所を設置する。 ・1階及び2階に、保育用ごみの一時保管場所を設置する（倉庫内でも可とする）。	■ごみ置き場（ごみ収集場所、調理用ごみ保管場所、保育用ごみ一時保管場所） ・車での回収ができること。 ・一時保管場所は、園児が出入りしない場所とし、換気扇を設置する。													○					
29	保育所	その他	寝具乾燥車入庫・作業場所	1	-	提案による	-		・布団乾燥車が入れる場所を確保する。やむを得ない場合は、園庭内でも可とする。	■園児の午睡用寝具の乾燥を行う車が入る場所 ・2・3歳程度の車が出入りできる動線及び作業ができる場所を確保する。作業のため、車の長さ+約3mの長さが必要。 ・電源（コンセント）を確保する。											○	コンセント設置						

※注：用語の定義
隣接／室同士を隣り合わせ、直接の出入口を設けること。 隣接／容易に室同士を行き来しが出来ること。

別紙11 必要諸室及び仕様 <図書館・市民利用施設共用部>

約 ±10%以内で提案
以上 本別紙に提示した面積
= 本別紙に提示した面積

別紙11 必要諸室及び仕様 <図書館・市民利用施設共用部>

No.	機能	区分	諸室名	室数	単位面積(m ²)	面積(m ²)	面積の割合	想定利用者数(人)	動線・配置計画に関する留意事項	室の使い方・用途・機能・設備等に関する留意事項	建築工事					電気設備					機械設備								
											カーテンレール	防音		可動間仕切	その他	電話端子	テレビ受信設備	LAN配管	AV機器	DAフロア二重床	時計	その他	空調(冷暖房)	局所排気換気	給水設備	給湯設備	手洗い台	ガス設備	その他
												遮音仕様	吸音仕様																
10	図書館	つどい・交流、 賑わいスペース	ラウンジ	提案による	-	80	約	50	・出入り口付近あるいは、主となる動線に隣接して配置する。 ・カフェ等飲食スペースや隣接受付と併設させることも可。 ・自然光が入る空間とする。	【飲食可能】 ・主に利用の待ちせやリフレッシュスペースとして利用する空間として配置。 ・活動に応じて、作品や関連する展示等も展示できる空間とする。 ・座ることができる、軽飲食もどなりもならつきついて、読書や談話等が可能。 ・マルシェなどの複数物販での利用も想定。 ・複数の椅子が配置できる空間とする。 ・動線に付近への配置、複数音を遮らず等の工夫等により、会話やざわめきのある空間とする。 ・パネル等の掲示物の壁面展示ができるよう、壁面にはピクチャーレール等を設置することが望ましい。	△ ブラインド	○			○	○	○	○	○	○	○	時計：隣室の時計が見える場合は兼用可	○						
11	図書館	つどい・交流、 賑わいスペース	ラーニングコモンズ（区民活動センターのミーティングスペースと隣接し、一体的に整備・配備）	提案による	-	40程度とするが提案による※	-	24	・誰でもアクセスしやすい動線を意識し、共用部または図書館の閲覧スペースから直接アクセスできる平面計画・動線計画とする。 ・オープンなスペースとして整備する。 ・区民活動センター及び印刷室と近接して配置。 ※区民活動センターのミーティングスペースと一緒に約80mで整備する。 ・使用しない椅子を収納するスペースを併設する。	・活動に応じた本を配置できる書棚を配置する。 ・隣ねの以上の市民が、自主的な遊びやグループでの対話・議論ができる場として整備。 ・活動用の机などは、4人～6人を1テーブルとして、区民活動センターのミーティングスペースと合わせて、48人程度は利用できるものとする。 ・ホワイトボード、モニタ、黒板、プロジェクター等を接続できるよう、電源が取れるようにする。 ・講師を招いた座席や、公開講座、オープンキャンパスなども実施することを想定。 ・オンライン配信が可能な環境・機器を備える。 ・パネル等の掲示物の壁面展示ができるよう、壁面にはピクチャーレール等を設置することが望ましい。	△ ブラインド	○			○	○	○	○	○	○	○	時計：隣室の時計が見える場合は兼用可	○						
12	図書館	飲食スペース	飲食スペース	提案による	-	100	約	70	整備例) カフェ等 学習・仕事スペース・屋外テラスといった屋外空間を、飲食スペースとして利用する計画もほしい。 ・ラウンジと一緒に実施することも可能だが、ラウンジでの実施を想定している、物販や展示等の活用の支援にならないようにすること。 ・手洗い場と近接していること。	【飲食可能】 ・飲食を提供するエリアと、持参したものを飲食できるエリアを設ける。 ・軽飲食を提供できるカフェコーナー等を想定。 ・持参したものの飲食するものである。 ・個人でも複数でも利用できるよう、複数のタイプの机・イス・ソファ等を、適切に配置すること。 ・パネル等の掲示物の壁面展示ができるよう、壁面にはピクチャーレール等を設置することが望ましい。		○			○				○	○	○	時計：隣室の時計が見える場合は兼用可	○			○			
13	図書館	こども・ティーンズのための学び・体験スペース	こどもが個人でもグループでも手ぶらができる室	提案による	-	100	以上	70	・児童書フロアと隣接または近接させる。 ・小学校や市民利用施設ゾーンとのセキュリティゲートに近接し、児童が行き来しやすい階層に配置する。 ・2つの部屋に仕切ることも可能なように、移動間仕切等で区画可能な計画とし、それぞれの独立した出入口を設置する。 ・個人・グループ・学級単位などでも利用可能な、移動式の机・イス等什器を配置する。 ・ガラスウォールで室内が見えるようにするが、中からカーテンを引き、視界を遮ることも可能とする。	・個人、グループ、あるいは学級単位で、読書や学びのために利用する。 ・静か、あるいは談話しながら席や椅子に利用するなど、用途によって選択できる空間とする。 ・学習支援や進捗などの個別的な相談・見守りの場としても活用する。 ・通常は、出入口を開け放し、児童生徒の読書・学習スペースとして使用する。 ・個人やグループなど、利用に応じて選択できるよう、机やイス等の什器を適切に配置すること。 ・ホワイトボード、プロジェクター、モニタ等を配置できる空間とする。 ・一人一台端末の利用を想定した学習が可能になるよう、テーブルには席数分の電源を配置する。 ・パネル等の掲示物の壁面展示ができるよう、壁面にはピクチャーレール等を設置することが望ましい。	自暗示のためのカーテンを配置窓はブラインド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	時計：隣室の時計が見える場合は兼用可	○					
14	図書館	こども・ティーンズのための学び・体験スペース	子どもの学び・体験のプログラームのための室	提案による	-	150	約	80	整備例) こどもラボ室、マイカーズスペース ・誰でもアクセスしやすい動線を意識し、共用部または図書館の閲覧スペースから直接アクセスできる平面計画・動線計画とする。 ・ガラスウォールとする。静か、あるいは談話など、中の活動が見える空間とすること。 ・トータルで約150m ² 、字・学習のための室、造形、工芸、裁縫などの体験や実践を行える機器・道具などを備えたスペース（窓とすることも可能）及び倉庫を備える。	・主に、小学生、中学生、高校生の年代にあたる概ね6～18歳の子ども・ティーンズが、科学・アート・プログラミングなどの実習や製作を行なう、複合施設の機能や機器を活用したプログラムを中心とした、地域や時間ノリワウを活用したものも実施する。 ・天井及び隣接した壁面に映像やデジタルコンテンツを映写でき、またスピーカーを接続できるような室を備え。配線を敷設する。 ・加工を含む実習、製作ができる工作機器・機器を導入する。 ・複数の機器使用が可能な電源を確保し、設置機器は事業者からの提案とし、入れ替え也可能とする。 ・デジタル工作機器（例：3Dプリンター、レーザーカッター）、工具、ミシン、アイロン等、ものづくりや、科学、技術、工芸、アート、数学などを学ぶことができる機器などを置くこと。 ・これらの機器は大人も使用する。 ・機器などを、技術を教えるスタッフの指導のもとで行う想定であり、設置機器と、スタッフの手配が想定される備品・物品等は事業者が用意するものとし、提供・管理方法とともに提案すること。 ・手洗いを計画する。 ・床材や耐震用品の素材を使用する。 ・ホワイトボード、電子黒板、プロジェクター等を配置する。 ・プログラムに取り組むことができるよう、机やイス等の什器を適切に配置すること。 ・オンライン配信が可能な環境・機器を備える。 ・障害のある子ども・ティーンズ、外国につながる子どもたちがともに利用することも想定（全室共通）。	△ ブラインド	○	○	提案による	○	○	○	○	○	○	○	○	時計：隣室の時計が見える場合は兼用可	○	○	○	○		
15	図書館	こども・ティーンズのための学び・体験スペース	子どもが自由に過ごせるオープンな室	提案による	-	80	以上	-	諸室例) リビングのような空間、こどものためのラウンジなど ・オープンな空間として整備。 ・施設等を販売・展示することができる動線、あるいは活動を視認できる配置とする。 ・物品等を販売・展示するカウンター等を隣接・近接させる。 ・ヘッド・ターボ・頭部の位置を想定・配置機器であるスペースを配置する。 ・子ども学習スペースと近接していることが望ましい。 ・物品等の保管棚やスペースを配置する。	【一部飲食可能】 ・特設の目的がなくとも立ち寄り、自由に過ごせる空間とする。 ・一般に飲食可能なスペースを配置することを望ましい。飲食可能なスペースを置く場合、清掃が容易な什器等を設置し飲食スペースを配置する。 ・小学校・中学校・高校生の年代にあたる概ね6～18歳の子ども・ティーンズにとって心地よい居場所とする。 ・スペースを利用を通じて、他室も含め施設内の活動に接し、新たな活動に誘導する場とする。 ・子ども・ティーンズが年代を問わずに共に過ごし、自由的に活動できる場とする。 ・施設を構成する什器等などティーンズの利用が想定される備品・物品等（例：デジタル機器・カード玩具等）は事業者が用意するものとし、提供・管理方法とともに提案すること。 ・スタッフ・アドリーヴなどの併設も可能とするが、機器は事業者の提供とし、利用目的に応じた選択・吸音などの設置を備えること。また諸室の運営方法とともに提案すること。 ・状況に応じて選択できることのように、開放的あるいはバーナルスペースを確保できるなど、空間を適切に配置すること。 ・個人・グループなど、利用に応じて選択できるよう、机やイス・ソファ等の什器を適切に配置すること。 ・パネル等の掲示物の壁面展示ができるよう、壁面にはピクチャーレール等を設置することが望ましい。	△ ブラインド	○			○	○	○	○	○	○	○	○	時計：隣室の時計が見える場合は兼用可	○					
16	図書館	親子のくつろぎ・交流スペース	絵本の読み聞かせができる室	提案による	-	50	以上	-	諸室例) 読み聞かせスペース ・絵本・紙芝居コーナーと隣接して配置する。 ・乳児がかに座り、ハイハイできるマットスペース等を配置するとともに、幼児スペースとの境界を設ける。 ・児童等が幼児等をそばで過ごすとともに念頭に、乳児と幼児のあそび場は隣接させる。 ・地域子育て支援拠点との境に入口やゲートを設ける。	・乳幼児とその保護者等や保育者が絵本等を選び、読み聞かせができる場所とする。 ・集団での読み聞かせ会、おはなし会などの開催も想定。 ・企業・大学・地域等との連携による親子向けイベントの会場としても使用を想定。 ・子どもが本を読むよう、低い書棚を配置するなど、見通しや聞く空間とする。 ・乳幼児の読み聞かせや、子育てに関するなど配置。 ・パネル等の掲示物の壁面展示ができるよう、壁面にはピクチャーレール等を設置することが望ましい。	△ ブラインド	○			○	○	○	○	○	○	○	○	時計：子どもが親しめるようなデザインを希望	○					
17	図書館	親子のくつろぎ・交流スペース	親子等が飲食可能なオープンな室	提案による	-	100	以上	-	・地域子育て支援と隣接して配置する。 ・親子等が過ごせるオープンアリヤとする。 ・絵本の読み聞かせや、読み聞かせができる室と隣接することが望ましい。	【一部飲食可能】 ・乳幼児と保護者等がくつろいで過ごせるオープンアリヤ ・一部飲食可能なスペースを備える。 ・親子がイベントの会場としても使用を想定。 ・飲食後の清掃を想定・水に強い床材とする。 ・飲食可能なスペースは、親子、またはグループなどが、状況に応じて利用できる。机・イス・ベンチ等を適切に配置すること。 ・パネル等の掲示物の壁面展示ができるよう、壁面にはピクチャーレール等を設置することが望ましい。					○				○			時計：隣室の時計が見える場合は兼用可	○						
18	市民利用施設共用部	総合受付	総合受付	1	-	提案による	-	1~2	・市民利用施設ゾーンのエントランスに面して設置し、施設利用者の訪問を容易に確認できる位置に設ける。 ・エントランスから受付までの間の共用部に、コミュニケーションラウンジ（利用の待ちせやリフレッシュスペースとして利用する空間）のようなスペースを設ける、あるいはラウンジと隣接していることを想定する。 ・窓口等を突出して配置する場合も想定し、窓口外への出入口を設けるとともに、スタッフ以外は中に入れない構造とする。 ・出口付近にセキュリティ装置、逆戻機、利用者用検索機と持ち出し防止ゲートを本体が配置である。動線を集中させ、効率的な機器の配置とすること。	・係員が、複合施設全体の案内等に対応する。 ・施設内に利用案内を設けることとする。受付窓口等を設ける（個人情報を取り扱うこと、あわせてあらわせるなどする） ・緊急時に全館一斉放送等には、小学校・保育所・図書館・地域子育て支援拠点、体育馆等にアラーム等の音響設備を設けること。 ・来館者に対する案内や書籍の貸出等に応する機器を有する。 ・障害者への対応（案内・指路・サイン表示等）を行なう機能を有する。 ・外国人であるあるいは外国に住む日本人のための対応（翻訳機器、多言語あるいはやさしい日本語によるサービス表示等）を行なう。 ・拿立て式・エントランスに設置せざるを得ない部分等に設置する。入口にしづくを払うための機器や、傘を設置する。 ・テレホン・トクトク・ロッカーアップ等を設置すること。 ・登録料・案内料等が必要な物販や、チラシ等の資訊資料等を設置できる棚・引き出し等を適切に配置する。 ・ボスター等が掲出・展示ができるスペースがあると望ましい。		○			○	○	○	○	○	○	○	○		○					
19	図書館	その他	閉架書庫	1	-	230	約	-	・貸出カウンターに近接し、同じフロアに設置すること。 ・貸出カウンターから利用者エレベーター通りに来れること。 ・窓はないか、あっても採光用の小さなものだけにすること。	・図書資料・新聞・雑誌の他、郷土資料（物品、写真（パネルほか）などを保管する。 ・手動式集密書庫設置。窮屈な、狭い空間を通じて一定の温度（22℃）、湿度（55%）以下を保つ必要あり。 ・虫・カビの発生を防ぐため、温度は22℃以下、湿度は55%以下とすること。 ・図書資料を約3万冊、新聞及び雑誌のパッケージを収納できること。	△ ブラインド													○	○				独立した除湿機能

別紙11 必要諸室及び仕様 <図書館・市民利用施設共用部>

No.	機能	区分	諸室名	室数	単位面積(m ²)	面積(m ²)	面積の割り	想定利用者数(人)	動線・配置計画に関する留意事項	室の使い方・用途・機能・設備等に関する留意事項	建築工事					電気設備					機械設備									
											カーテンレール	防音			可動間仕切	その他	電話端子	テレビ受信設備	LAN配管	AV機器	OAフロア二重床	時計	その他	空調(冷暖房)	局所排気	給水設備	給湯設備	手洗い台	ガス設備	その他
												遮音仕様	吸音仕様																	
20	図書館	その他	返却ポスト室	提案による	-	20	約	-	・1階入り口に隣接すること。 ・敷地内からアクセスでき、24時間、本を投函できる場所に設置すること。 ・児童から放課後等に返却しやすいよう、小学校からのアクセス動線がよい場所に設置すること。 ・返却ポスト室から返却カウンターまでの本の運搬において、利用者の安全な通行を妨げないようすること。	・返却する本を入れられるよう、外部に差し入れ口を設置した部屋 ・本の差し入れ口の上には雨天時でも本が濡れないよう屋根をつけること。 ・室の建物内入口は施錠であること。 ・建物外側の本の差し入れ口は門等で内部から閉鎖できること。 ・投函口に傾斜をつける。あるいは室内にクッション等を引くなど、本が破損しにくい構造とすること																				
21	図書館	その他	荷解きスペース	1	-	80	約	-	・業務用エレベーターからアクセスしやすい位置に設け、扉を2か所設けるなど、荷物の搬入時の搬出を妨げないようすること。 ・PCを共用するため、選定・整理室兼事務室と隣接させる。 ・荷解き後の本の配架を念頭に、貸出カウンターと近接することが望ましい。	・一日、20冊程度の本の搬入、同程度の搬出が想定される。 ・上記荷物の荷解きができるスペースと、本等の仕分けスペースを確保する。 ・本等の仕分けスペースには、棚を配置し、可動式のラックを配置できる50cm程度のスペースを確保する。 ・出入りの扉は、台車ががたがたに入退室できるよう、有効幅100cm以上の扉とすること。出入口を2か所以上設ける場合には、業務用EVに近い方を有効幅100cm以上の扉とすることが望ましい。	○	○									○	時計:隣室の時計が見える場合は兼用可	○							
22	図書館	その他	蔵書選定・整理室兼事務室	1	-	230	約	-	・「選定・整理室兼打合せスペース」「倉庫」「図書等事務スペース」「PFI事業者事務スペース」を設ける。 ・PFI事業者スペースは、出入口付近に設けるなど、「選定・整理室兼打合せスペース」を経由せずにアクセスできる場所に設けること。 ・「倉庫」は、40m程度の施設できる部屋で、事務用品・消耗品・書類・季節別の装飾などを収納する。 ・蔵書情報システムとつながるPC・プリンター等機器を本市が配置する。	・「選定・整理室兼打合せスペース」は、50cm程度を壁・扉等で区切り、図書館が受け入れる本等の選定・整理等を行う。 ・「選定・整理室兼打合せスペース」は、軽易な打合せに使用することも想定し、椅子テーブルなどの什器を配置すること。 ・「倉庫」は、40m程度の施設できる部屋で、事務用品・消耗品・書類・季節別の装飾などを収納する。 ・蔵書情報システムとつながるPC・プリンター等機器を本市が配置する。	△ ブラインド	○					○	○	○	○	○	○	時計:隣室の時計が見える場合は兼用可	○						
23	市民利用施設共用部	事務管理、市民利用施設エリアの共用機能等	授乳室	1	-	20	約	4	・親子フロアに近接すること(子育て支援拠点の外側)。	・乳児の授乳及びおむつ交換等に使用すること。 ・授乳室に近接して置き場を設けるが、ベビーカーのまま入室もできること。 ・入口ドア内部にカーテン等を設置し、ドアを開けた時に中が見えにならないようにすること。 ・内部を仕切ることで、複数人が同時に使用できるようにすること。 ・カーテン等で仕切る場合は足元が見えるようになるなど、使用中かどうかわかるようにする。	△ ブラインド		○											○	○	○	○	○		
24	市民利用施設共用部	事務管理、市民利用施設エリアの共用機能等	ベビーカー置き場	1	-	提案による	-	未定	・授乳室に近接すること。 ・通路等、共用部分への配置も可とする。	・ベビーカーを置くスペース														○						
25	市民利用施設共用部	事務管理、市民利用施設エリアの共用機能等	荷捌きスペース	1	-	20	約	-	・管理スペース内に設け、荷捌き駐車場からアクセスしやすい場所に設ける。 ・業務用エレベーターに円滑に運び込めるような動線・配置とする。	・荷捌き駐車場から荷下ろしした荷物を、一時的に保管、搬出入口等に仕分けをするスペース ・荷物が濡れないよう、屋根のある場所に設ける。																				
26	市民利用施設共用部	事務管理、市民利用施設エリアの共用機能等	ロッカーコーナー	2	-	130程度とするが提案による	-	-	【スタッフコーナー】 ・市の職員、市の委託事業者、PFI事業者などが利用することを念頭に、管理スペースに配置し、管理スペースの通路からアクセスできる動線・配置する。 ・蔵書選定・整理室兼事務室と近接させて計画すること。 ・近接にスタッフ専用トイレ(男女別)があると望ましい。	・市民利用施設ソーニュの職員が荷物を置き、更衣ができるスペース。 ・市の職員及び勤務管理・運営等に従事するPFI事業者のスタッフ数を加味して配置する。 ・男女別に設けること。 ・身だしなみが確認できるよう、鏡を取り付けることが望ましい。 ・更衣室として使用する場合があるため、一角にカーテンや衝立による目隠しを設置すること。	△ ブラインド														○					
27	市民利用施設共用部	事務管理、市民利用施設エリアの共用機能等	スタッフレンジ	1	-	80程度とするが提案による	-	-	【スタッフコーナー】 ・市の職員、市の委託事業者、PFI事業者などが利用することを念頭に、管理スペースに配置し、管理スペースの通路からアクセスできる動線・配置する。	・市民利用施設ソーニュの職員が昼食をとり、リラックスして休憩・談話するスペース ・軽易な打合せに使用することも想定し、イス・テーブルなどの什器を配置すること。 ・市の職員及び勤務管理・運営等に従事するPFI事業者のスタッフ数を加味した規模とする。 ・電子レンジ・冷蔵庫・ボットを設置する。 ・飲料自動販売機の設置が望ましい。	△ ブラインド		○				○	○					時計:隣室の時計が見える場合は兼用可	○						
28	市民利用施設共用部	事務管理、市民利用施設エリアの共用機能等	給湯室	1	-	提案による	-	-	【スタッフコーナー】 ・市の職員、市の委託事業者、PFI事業者などが利用することを念頭に、管理スペースに配置し、管理スペースの通路からアクセスできる動線・配置する。	・水道・シンク、給湯機器を備える。 ・来客時の茶器等及び食器棚を配置する。													○	○	○	○	○			
29	市民利用施設共用部	事務管理、市民利用施設エリアの共用機能等	職員用休憩室	1	-	提案による	-	2	【スタッフコーナー】 ・市の職員、市の委託事業者、PFI事業者などが利用することを念頭に、管理スペースに配置し、管理スペースの通路からアクセスできる動線・配置する。	・市民利用施設ソーニュの職員が休憩不良時に休憩をとることができるスペース ・横になれるように床は疊とすること。 ・男女別に設けること。	△ ブラインド		○				○			○				○						
30	市民利用施設共用部	事務管理、市民利用施設エリアの共用機能等	管理室兼蓄蔵室	1	-	提案による	-	-	・各施設にアクセスしやすい場所に設けること。	・常駐職員が駐在する室 ・主防犯監視装置・主防火監視装置・監視主装置などを設置すること。	△ ブラインド						○	○	○			○		○						
31	市民利用施設共用部	事務管理、市民利用施設エリアの共用機能等	倉庫	提案による	-	40	以上	-	・収納内容に応じて、分散して設置することも可とする。	・適切な温湿度管理ができる環境を確保すること。 ・執務や施設管理に用いる書類・備品収納等に用いる。																				

※注:用語の定義 隣接/室同士を隣り合わせ、直接の出入口を設けること。 近接/容易に室同士を行き来することが出来ること。

別紙11 必要諸室及び仕様 <区民活動センター>

約 : ±10%以内で提案
 以上 : 本別紙に掲示した面積以上で提案
 ー : 本別紙に掲示した面積を遵守して提案

No.	機能	区分	諸室名	室数	単位面積 (m ²)	面積 (m ²)	面積の 割り	想定利用 者数 (人)	動線・配置計画に関する留意事項	室の使い方・用途・機能・設備等 に関する留意事項	建築工事				電気設備						機械設備									
											カーテンレール	防音 遮音 仕様	吸音 仕様	可動 間仕切	その他	電話端子	テレビ 受信設備	LAN配管	AV機器	OAフロア 二重床	時計	その他	空調 (冷暖房)	局所排気 換気	給水設備	給湯設備	手洗い台	ガス設備	その他	
1	区民活動センター	—	会議室	1	40 60	100	約	50	・椅子等の備品類を収納できるスペースを設けること。	・登録団体が地域活動や生涯学習の取組を効果的に進めるための打合せや交流会を実施するための室 ・基本は40m ² 、60m ² の2室をそれぞれ使用し、可動間仕切りを外すことで100m ² 1室で使用できる こと ・机と椅子を配置する形式で、40m ² の部屋は20人、60m ² の部屋は30人入り、一体利用100m ² の際は50人が入れること。	○		○ 天井	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
2	区民活動センター	—	ミーティングスペース（図書館のラーニングコモンズと隣接し、一体的に整備・配置）	1	60	60※	約	30	・区民活動センターの受付から目視でき、新規利用者でも気軽にアクセスしやすい配置とする。 ※図書館のラーニングコモンズと一緒に約80m ² で整備する。	・これから地域活動や生涯学習を始める方でも気軽に利用しやすいオープンなスペース	○		○ 天井	○		○	○	○	○	○	○	○	○							
3	区民活動センター	—	展示・PRコーナー	—	—	—	約			・区民活動センターの企画講座やイベントのほか、団体の活動をPRするためのスペース ・団体等の活動内容について、壁面やパンフレットラック等を用いてPRすることができる。	○					○	○	○	○	○		○								
4	区民活動センター	—	コピー・印刷コーナー及び貸口ッカ	1	30	提案による	—	5	・登録団体等利用者が使いやすい配置とする。	・団体が利用する貸口ッカや印判機を設置し、パンフレットや資料等の作成ができるスペース ・区民活動センター登録者が利用する貸口ッカを設置する。	○					○	○	○	○	○	○	○	○							
5	区民活動センター	—	相談・コーディネートコーナー	1	20	20	約	7	・ミーティングスペース、事務スペースと近い位置に配置する。	・区民が地域活動に必要な情報を気軽に収集したり、スタッフに相談することができるスペース ・ローカウンターを設置するオープンな「相談ブース」と、隣の壁が聞こえないようパーティションを設置し来場者に配慮した「個別相談ブース」の2種類を整備する。 ・想定利用者数は相談ブース5席と個別相談ブース2席の計7席とする。 ・仕切りを設置するなどして、事務スペースが見えすぎないような工夫が必要。	○		○ 天井					○	○	○	○	○	○	○	○					
6	区民活動センター	—	事務スペース	1	60	提案による	—	8		・区民活動センタースタッフの執務や、来場者の受付・案内を行うためのスペース	○		○ 天井			○	○	○	○	○	○	○	○	○						

※注:用語の定義 隣接／室同士を隣り合わせ、直接の出入口を設けること。 近接／容易に室同士を行き来することが出来ること。

別紙11 必要諸室及び仕様 <子育て支援拠点>

約 : ±10%以内で提案
 以上 : 本別紙に掲示した面積以上で提案
 ー : 本別紙に掲示した面積を遵守して提案

No.	機能	区分	諸室名	室数	単位面積(m ²)	面積(m ²)	面積の 割り	想定利用 者数(人)	動線・配置計画に関する留意事項	室の使い方・用途・機能・設備等 に関する留意事項	建築工事				電気設備						機械設備							
											カーテンレール	防音 造音 仕様	吸音 仕様	可動 間仕切	その他	電話端子	テレビ 受信設備	LAN配管	AV機器	OAフロア 二重床	時計	その他	空調 (冷暖房)	局所排気 換気	給水設備	給湯設備	手洗い台	ガス設備
1	地域子育て支援拠点	—	遊び場、乳幼児フリースペース、赤ちゃんの部屋、手洗い消毒エリア	1	120	120	約	40	・施設利用者の衛生管理のため、入口に手洗い消毒エリアを設ける。 ・赤ちゃんの部屋に入口部分にゲート等、乳児の安全を確保する。 ・赤ちゃんの部屋の授乳室と調乳スペースは、フリースペースからも出入り口を設ける。	・乳児(0~1歳:歩けない子)、幼児(2歳以上:活発に動き回る子)でそれぞれ区分をし、安全に遊べる空間が必要。 ・赤ちゃんの部屋には、内部に授乳室と調乳スペースを設置(外から見えない仕切り必要、授乳室は男性から見えないよう壁とドアで仕切る)。 ・囮吐・排泄物等の清掃・消毒がしやすい素材が使用すること。	○	○	○ 天井			○	○	○	○		○	○	○	○	○ 2か所	○		
2	地域子育て支援拠点	—	相談室	1	15	15	約	4		・個別の相談に使用するため、声が外に漏れないような配慮が必要。	○		○ 天井			○	○	○	○		○	○						
3	地域子育て支援拠点	—	研修スペース	2	35	70	—	30	・時間外の利用も想定して、研修スペース単独で出入りできる出入口が必要。 ・研修スペースと遊び場スペースに施錠ができるようする。	・机に座る形式で30人程度を入れるスペース ・可動間仕切りによって15、15人程度に分割できるようにする。 ・フロアとして利用できるよう、テーブルと椅子が全て収納できる収納スペース必要。	○		○ 天井	○		○	○	○	○		○ (2部屋分)	○	○					
4	地域子育て支援拠点	—	事務室・受付	1	50	50	約	8	・個人情報の管理を行うため、入口に施錠が必要。 ・受付は、遊び場の入り口に配置し、PCで入退館管理を行うため、PC画面が利用者の目線に入らないような工夫が必要。 ・「子育て拠点」「横浜子育てサポートシステム」のそれぞれの事務室ごとに入口を別にする。	・事務室は「子育て拠点」、「横浜子育てサポートシステム」を壁または稼働間仕切りで区切り、手洗い台・給水・給湯設備は共用可。	○		○ 天井	○又は壁 で区切る		○	○	○	○	○	○ (2部屋分)		○	○	○	○	○	事務室2部屋共用可
5	地域子育て支援拠点	—	靴脱ぎスペース	1	—	—	—	—	・地域子育て支援拠点の入口に靴置き場・靴脱ぎ場設ける。 ・研修スペース単独出入口(共用スペースからの出入口)に靴置き場・靴脱ぎ場を設ける。	・地域子育て支援拠点の入口に70足程度収納できる靴置き場を設けること(スタッフ20足、利用者50足)。利用者の乳幼児が収納した時に離れないよう設置に配慮すること。 ・研修スペース単独出入口に20足程度収納できる靴置き場を設けること																		
6	地域子育て支援拠点	—	幼児用トイレ	1	15	15	約	2		・主に幼児のトイレトレーニング等に使用。 ・おむつ替え台、幼児用便器・大人用便器、洗面台を同室内に設置。 ・子どもの性被害防止等の人権に配慮すること。													○	○	○	○		

※注:用語の定義 隣接/室同士を隣り合わせ、直接の出入口を設けること。 隔接/容易に室同士を行き来することが出来ること。